

ホーフエルド法律関係論の現在

吉良貴之（愛知大学准教授）

本書『法の基本的諸観念』は、公刊直後から現在に至るまで、法学のみならず多くの分野の研究者たちにインスピレーションを与え続けている。数字でそれを示すならば、やや古い調査だが、Shapiro & Pearse (2012) が「歴史上最も引用された法学論文ランキング」を作つており、そゝでホーフエルドの論文（第一部）は第五〇位に位置している（トップはロナルド・コース「社会的費用の問題」であり、法哲学分野ではH・L・A・ハート「実証主義と法・道徳分離論」⁽¹⁾が第二三位に入っているのが目を引く）。他に Singer (1982) は、網羅的でないと断りながら関連文献として七〇本をあげている。それを見ると、ホーフエルドが没してすぐの一九二〇年代に相当数の文献がある。その後しばらくは少ないが、おそらくハートの影響（『ベンサム論集』第VII章「法的権利」、初出一九七三年）によつて増えていく時期もある。

そのように多少の波はあつても、本書は現在に至るまで数多くの参照がなされているのは事実であり、古典としての地位は揺るぎないものとなつてゐる。本解説ではできるだけ最近の文

献を参照し、本書が現代の議論でどのように使われているかを見るところにする。本書の細かい議論から一般的な含意を引き出すのは容易でないため、「ホーフエルドで何ができるか (Schlag 2015)」を示すことで魅力が伝わりやすくなると考えるからである。法哲学での権利論はもちろんのこと、政治哲学分野における発展、そして現代の大規模言語モデルでの機械学習への応用まで、ホーフエルドの影響は驚くほどに広がっている。

ホーフエルドの元の論文は *Yale Law Journal* 掲載時のものがウェブ上で読める。また、この翻訳の底本とされたクック (Walter Cook) 編のほか、いくつかの法学重要論文アンソロジーに収録されている。ただいずれも文章の異同があり、また残念なことに読みにくい体裁の部分がかなりある。⁽²⁾ しかし最近、ホーフエルド生誕百周年を記念し、ホーフエルドの原文へのコメントリート最先端の研究者による論文集を合わせたものが出版された (Balganesh, Sichelman & Smith 2022)。この編著はありがたいことに、多くの有益な注釈と校閲により、いくつかの異同について重要な比較材料を与えてくれた。私はそれを他に入手できた複数の版と照らし合わせ、クック編に修正が必要と思われる箇所は訳者の森村氏に伝え、訳文に反映された。それによって本書の本文は、従来読まってきたどの版よりも信頼できる（少なくとも理解可能な）文章になつたと思われる（なお、脚注は本文の理解に必ずしも寄与しない煩瑣なものがきわめて多いため、本書でも取捨選択されている）。

ホーフエルド像とリアリズム

ホーフエルドはどういった人物だったのか。ロスコウ・パウンドとカール・ルウェリンという二人の重要人物を通してアメリカン・リーガル・リアリズム前後のアメリカ法学を描いた Hull (1997, chap. 2) によれば、ホーフエルドはドイツかぶれの学究肌であり、法学教育の「科学的」刷新に並々ならぬ情熱をもつていた。その主張には法学教育からの法実務家の追放（！）といった過激なものも含まれており、また自身が無能とみなした相手へのあからさまに冷淡な態度もあって、同僚や学生との衝突が絶えなかつた。かつてその進歩主義的・プラグマティスト的な志を共有し、イエール大学への就職に向けて推薦したパウンドも、やがて手を焼くようになったようだ。

一方、後のアメリカン・リーガル・リアリズムの代表的な論者となるルウェリンは、ホーフエルドが行つた厳格な分析の背後にある——つまり権利義務の相関といった「法律関係」だけではない——現実の人間関係への眼差しを見て取つた。しかし法的論理の自律性を論じ、論理分析によつて法的問題の真の解決ができるかのようにいうホーフエルドの議論は、法的論理そのものの存立を疑うリアリズムのルール懷疑主義とは相容れない。ホーフエルドとリアリズムの

関係をどう見るべきか。

ホーフエルドは後のリアリズムの先駆者だという位置づけも有力である⁽³⁾。しかし本書の訳者解説や近年の議論 (Frydrych 2018) が示す通り、否定的な見方に分がありそうだ。実のところそつしたリアリスト的読解は、ホーフエルドによる権利概念の還元主義的理解 (「権利の束 (bundle of rights)」)、法形式主義批判、司法過程への着目といったことに政治的な意味を読み込もうとする傾向の產物だろう。ホーフエルドのイデオロギー中立的な形式的な図式からリアリズム的な法の見方を導き出すには、テキスト上の根拠が十分でない⁽⁴⁾。無理な読み方をすると、かえつてリアリズムのほうを一面的なものにもしかねない。しかし、ホーフエルドの特異な性格や情熱、人間関係を踏まえるならば、ここにはもう少しうニュアンスがあるかもしれない。

Schelag (2022) が露悪的なまでに描くホーフエルド像は、移籍後の大学の給与にこだわったり、クックとの打算的な友情を維持したり、Hull (1997) が描く融通の効かない学究的人々よりもはるかに俗物的である——こうしたゴシップにむやみな意味を読み込むべきでないのもまた当然のことであるが。

なおクックは、前述の通り編集方針に疑義がつけられてはいるものの、ホーフエルドの没後、その思想を広めるのに大きな役割を果たした。そのホーフエルド追悼論文 (Cook 1919) は、ホーフエルドが部分的に取り組んだままになつた、具体的な法分野への応用に取り組んでいる。

そこではコモンローとエクイティの関係は補完ではなく排除であるとして、エクイティの義務がコモンローの特権を無効にするといった抵触法的な議論が行われており、ホーフエルドの議論の応用可能性をいち早く示すものとなっている。

初期の反応

ホーフエルド式の八つの基本的諸観念は、発表直後、すぐにさまざまな反応を引き起こした。ホーフエルドは「定義は危険である」という古代ローマ以来の法律家の習性を受け継いだのか、それぞれの用語に明確な定義を与えてはいない。ホーフエルドは実際の分析のなかで裁判官による誤用を逐一指摘し、それによって諸観念の意味を浮かび上がらせる手法をとっているが、はたしてそれはうまくいっているのか。

Husik (1924) は初期の典型的な否定的反応を示している。それによれば、「権能」「免除」「特権（自由）」といった観念は本当に独立のものなのか、他の観念（権利と義務）によつて説明できるのであれば無駄ではないか、といった批判がなされる。一階の行為に關わる観念（権利、義務、無権利、特権（自由））と法律関係の変更に關わる二階の観念（権能、責任、無権能、

免除）という分類で、二階の観念は一階の観念に還元できるのではないかといったことは現在でも議論されている。この疑問自体は、〈基本的諸観念が八つもあるのは多すぎる〉というもつともな反応ではある。その点じの Husik (1924) の反応はやや素朴だが、ホーフエルドのようく観念を分けることで法的問題が解決できるのか、という別の批判は重要かもしれない。

ホーフエルドが分析する、*Quinn v. Leathem* 事件（一九〇一年）でのリンンドレイ卿の「自由」という言葉の「権利」への移り変わりの是非が、ホーフエルド自身がいうように「究極的には正義と政策の事柄である」とすると、その分析自体の実践的意味は疑わしくなりかねない。ホーフエルドの用語法では不当なすり替えかもしれないが、リンンドレイ卿はもともと同じ意味で使っていたのだ、とすればそれ違いが起こってしまう。ここでのホーフエルドの試みは好意的に見れば「最善の説明」に向けた概念工学であつて相応の規範的含意もあるだろうが、限定的に見れば判例分析のための有用なツールにすぎないかもしれない。

ホーフエルド没後すぐ、その議論をより学理的な方向に洗練させたのは、この時期のアメリカ分析法学を代表するアルバート・コクーレクであった。権利に関する諸観念を関係的に捉えるホーフエルドの図式は、ジョン・サーモンドやヘンリー・テリーの発想を受け継いだものだが、コクーレクは権利の受動的側面を含めて体系化した点はホーフエルドの独創であるとしつつ、「その独創を示す部分に法学的価値はない」と断じてしまふ (Kocourek 1920a' p. 39' 強調